

市有地を売らない限り、ミサイル基地は止められる



2019年3月16日

I Love いしがき FB ページに投稿

図は、平得大俣の陸上自衛隊駐屯地（ミサイル基地）予定地の3種類の見取り図です。

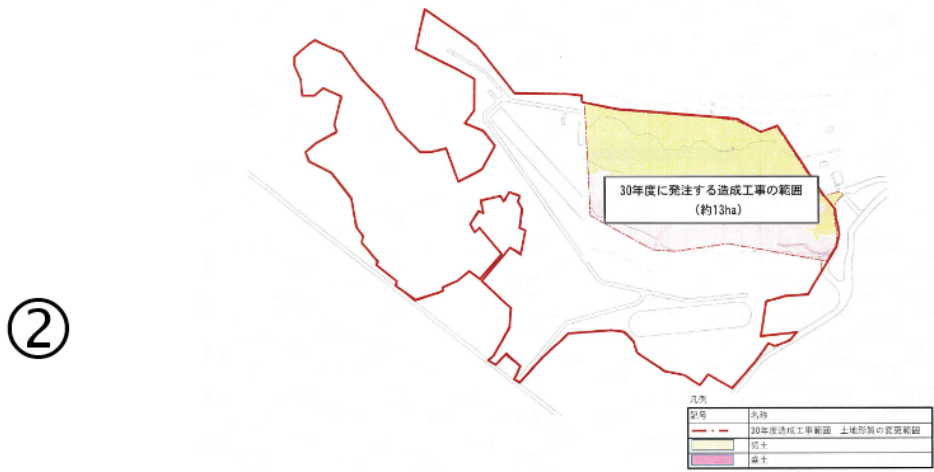
①は施設配置図、②は防衛省が推進派市議から取得済みのジュマールゴルフガーデン跡地の位置、③は、取得済みの敷地と未取得の市有地、民有地の分布、を表しています。

2. 石垣島駐屯地(仮称)における施設整備の概要



2019.02.13
防衛省説明会資料

4. 建設工事の概要 (1)造成工事の概要 ①造成計画



2019.02.13
防衛省説明会資料



2019.02.18
八重山毎日新聞
記事

①と②を比べてみると、取得済みのジュマールガーデン跡地だけでほとんどの建物が建つので、駐屯地の整備はどんどん進みそうに見えます。

しかし、②、③を見ると、ジュマールガーデン跡地は、予定地の中で市有地に囲まれています。

そこで、この市有地が取得できなければ、

1. ①と③からわかるように、陸自部隊にとって必須の訓練施設である訓練場と覆道射場が造れません。
2. 他の民有地が取得出来ても、隊員・兵器の輸送に不可欠のヘリが離着陸するグラウンドが飛び地になります。
3. ミサイル本体と燃料・炸薬を置く弾薬庫4棟が境界ぎりぎりに並び、いかに甘い保安基準でも問題になります。
4. 予定地面積の半分を占める真ん中の土地がぼっかり空き、市の同意・協力が得られていないことが形になって現れてしまいます。

したがって、市有地が取得できない限り、この建設は完成しません。

ですから、市長、市議会に、市民の財産である市有地を売らせない限り、ミサイル基地計画を中断・撤回させることが可能です。